

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月から55年3月まで
② 昭和58年5月から59年3月まで

申立期間①について、A市役所から国民年金保険料の未払があると通知があったので、昭和54年4月頃に同市役所で国民年金の加入手続を行い、53年3月から54年2月までの国民年金保険料1年分を遡って同市に納付した。

申立期間②について、B社を退職後の昭和58年6月頃に、A市役所で国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和54年4月から55年3月までの期間について、申立人は、A市役所から53年3月から54年2月までの国民年金保険料の未払があると通知されたので、54年4月頃に同市役所で国民年金の加入手続を行い、20歳の資格取得時から未納となっていた保険料1年分を遡って納付したとするところ、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査から、55年5月頃に払い出されていることが推認できる上、A市の被保険者名簿により、申立人が同市で加入手続を行ったのは、55年5月28日と確認できること、ii) 加入手続時点では申立期間のうち、53年3月を除き国民年金保険料の過年度納付が可能であるが、申立人が遡って納付したとする期間は1年分であること、iii) 申立人が遡って納付したとする保険料金額は、昭和54年度の1年分の保険料額とおおむね一致すること、iv) 申立人の前後の手帳記号番号被保険者において、国民年金に加入後、保険料を過年度納付している者は、年度単位で1年又は2年

分を納付していることなどから、申立人が遡って納付したとする保険料は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの保険料と考えても不自然ではない。

- 2 申立期間②について、申立人は、国民年金の再加入手続を昭和58年6月頃に行い、加入直後の国民年金保険料数か月分を納付書により納付し、その後は口座振替により納付していたとしているところ、A市の被保険者名簿により、同手続は59年7月に行われ、同年4月から7月までの保険料は納付書により納付され、同年8月からの保険料は口座振替により納付されていることが確認できることから、申立人の主張する再加入手続時期と一致しない。
また、申立期間は過年度納付が可能であるが、申立人は国民年金保険料を遡って納付した記憶はないと述べている。
- 3 申立期間①のうち、昭和53年3月から54年3月までの期間及び申立期間②について、申立人に55年5月頃に払い出されている国民年金手帳記号番号のほかに手帳記号番号が払い出されていた形跡は無い上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 4284 (事案 865 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者資格取得日を昭和40年8月20日、同資格喪失日を同年12月19日とし、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月20日から同年12月19日まで

申立期間は、A社でB丸に乗船し、昭和40年8月までC漁に従事し、その後引き続きD漁にも従事していたので、船員保険被保険者として認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から年金記録の訂正は必要でないとの通知をもらった。

今回、申立期間について、改めて同僚に確認の上、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に照会したところ、「漁業からは昭和40年代に撤退しており、船員保険の加入状況については不明である。乗組員名簿は保管されているが、同名簿には乗船した年度、船舶名及び漁の種類しか記載されておらず、実際に乗船していた期間は不明である。」と回答していること、ii) 社会保険事務所(当時)の記録によると、B丸は昭和40年5月から同年8月19日までC漁、同年8月20日からはD漁を行っていたことが確認でき、C漁において船員保険の被保険者記録が確認できる22人(申立人を含む。)のうち12人が引き続きD漁においても、船員保険の被保険者記録が確認できるが、申立人については、D漁での同資格を取得した形跡が見当たらないこと、iii) 乗組員名簿によると、昭和40年度に申立人がB丸に乗船しC漁に従事していたことは確認できるが、D漁に従事していたことについては

確認できないこと、iv) 申立人が名前を挙げた同僚及び社会保険事務所の記録から申立期間において同社で船員保険の被保険者記録が確認できる7人に照会したところ、回答が得られた6人のうち2人は、「申立人と一緒に勤務していた。」としているものの記憶が明確ではなく、他の一人は、「申立人のことを知っているが、一緒に乗船した時期は不明である。」としており、他の3人は、「申立人の名前に記憶がない。」と述べていること、v) 申立人は、社会保険事務所の記録によると、申立期間には国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していることが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年5月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、申立人は、「改めて同僚に確認してほしい。」としていることから、申立人が名前を挙げた同僚一人及び前回の調査において、「申立人と一緒に勤務していた。」と回答している前述の同僚二人に加えて、船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間にA社のB丸において船員保険被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた新たな複数の同僚に再度照会したところ、回答が得られた5人のうちE職を含む3人の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について同社の同船舶に乗船していたことが認められる。

また、前述の同僚3人は、「申立期間当時、当該船舶の乗組員は全員が船員保険に加入し、給与から同保険料を控除されていたと思う。」と回答している上、当該事業所の同船舶に係る被保険者名簿によると、当該同僚3人は自身が記憶する同船舶における乗船期間について船員保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、当該事業所から提供された「B丸乗組員名簿（昭和四拾年度）」によると、申立人を含む22人について同船舶に乗船していたことが確認できるが、これは当該事業所の同船舶に係る被保険者名簿において確認できる昭和40年度のC漁における船員保険被保険者数(22人)と一致していることから、申立期間当時に事業主は同船舶における全ての乗組員を船員保険に加入させていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該船舶における同年代同職種の同僚の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該事業所に係る申立期間の船員保険被保険者証番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る船員保険被保険者資格の取

得届が提出された場合には、その後同資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 8 月から同年 11 月までの船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から53年3月まで

私は、20歳から国民年金に加入する義務があることを知っていたので、昭和52年6月頃、A市B区役所で国民年金に加入した。

申立期間の国民年金保険料は、C銀行D支店か又はE銀行F支店若しくは同区役所内の銀行出張所で納付していたので、当該期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年6月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとすると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、申立人は、53年5月頃同市G区役所で国民年金の加入手続を行い、被保険者資格を52年6月7日に遡って取得したものと推認できることから、申立人の主張と一致しない上、加入手続を行った時点で申立期間の国民年金保険料は、過年度納付が可能であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶がない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 21 日から 49 年 10 月 6 日まで
申立期間は、A社（厚生年金保険の適用事業所名は、B社）のC営業所に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、A社は、昭和 27 年 7 月 17 日に健康保険の適用事業所に、57 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所にそれぞれなっていることから、申立期間当時は健康保険のみの適用事業所であり、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、「健のみ」の記載があり、申立人は、47 年 9 月 1 日に健康保険の被保険者資格を取得し、49 年 10 月 6 日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人がA社で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚3人は、被保険者原票によると、いずれも申立期間当時は健康保険のみの加入であったことが確認できる上、当該3人のうち回答が得られた1人は、「昭和 46 年からA社に勤務した。厚生年金保険に加入したのは、同社が適用事業所になった57 年 3 月であり、それより前の勤務期間については、健康保険のみの加入であったので、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 57 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚で、かつ、所在が確認できた8人に照会し、6人から回答が得られたところ、そのう

ち5人は、「A社には、厚生年金保険の適用事業所になる前から勤務していた。厚生年金保険に加入する前の勤務期間については、健康保険のみの加入であったので、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
A 県 B 局に C 職として採用され、平成 9 年 2 月 27 日から 10 年 3 月 31 日まで A 県 D 市立 E 中学校に勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
当時の給与明細書等の関係資料を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書（写し）、申立人及び A 県 B 局から提出された退職手当計算書（写し）、並びに公立学校共済組合 A 支部から提出された申立人に係る履歴証明書（写し）により、申立人は C 職として、A 県 D 市立 E 中学校に平成 9 年 2 月 27 日から 10 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 県 B 局に照会したところ、「C 職のうち、任用期間が 2 か月を超え、12 か月を超えない者が厚生年金保険に加入し、常勤で月に 18 日以上継続して勤務した場合、13 か月目の初日に公立学校共済組合の組合員資格を取得する。申立人は平成 10 年 3 月 1 日に同共済組合の組合員資格を取得し、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失していると推定される。」と回答している。

また、公立学校共済組合 A 支部に照会したところ、「申立人の当組合における加入期間は、平成 10 年 3 月 1 日に資格取得、同年 4 月 1 日に資格喪失であった。申立人の申立期間については、職権で組合員期間として登録を行うこととする。」と回答している。

さらに、前述の給与明細書によると、申立人は、申立期間における公立学校共済組合の短期掛金及び長期掛金について給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月初旬頃から同年 5 月 5 日まで
昭和 40 年 4 月初旬頃から A 社で B 丸に乗船し、同年 8 月まで C 漁に従事していたが、船員保険被保険者資格の取得日が同年 5 月 5 日となっているので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、「漁業からは昭和 40 年代に撤退しており、船員保険の加入状況については不明である。乗組員名簿は保管されているが、同名簿には乗船した年度、船舶名及び漁の種類しか記載されておらず、実際に乗船していた期間は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が、申立期間当時、当該事業所が所有する B 丸と一緒に乗船していたとして名前を挙げた同僚は、「昭和 40 年に申立人と一緒に B 丸で乗船していたが、同船舶に乗船し C 漁に出港したのは同年 5 月 5 日頃であり、同年 4 月初旬から乗船した記憶はない。」と供述している上、当該事業所の船員保険被保険者名簿によると、当該同僚及び申立人を含む 13 人が、同年 5 月 5 日に同船舶における船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、船員保険被保険者名簿により、申立期間当時、当該事業所において船員保険被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた 4 人に照会したところ、回答が得られた二人のうち一人も、「昭和 40 年に申立人と一緒に B 丸で乗船していたが、同船舶に乗船し C 漁に出港したのは同年 5 月 5 日頃であり、同年 4 月初旬から乗船した記憶はない。」と前述の同僚と同じ供述をしており、申立人が申立期間において同船舶に乗船していたことを確認できる供述は得られなかった。

加えて、申立人が所持する船員手帳は昭和 44 年以降のものであり、申立人が申立期間において当該船舶に乗船していたことは確認できない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月から 55 年 8 月まで
② 平成 14 年 7 月から同年 11 月まで
③ 平成 14 年 12 月 31 日から 15 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間①については加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、この期間は現場に出向く途中で交通事故に遭い、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に基づく休業補償を受給していた時期であり、休業期間中は解雇されることがないため、同社において継続して厚生年金保険に加入していたはずであり、同保険料を毎月会社に支払っていたので、その領収書等を受け取っていなかったが、申立期間①について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社で勤務していた期間のうち、申立期間②については、標準報酬月額が実際の給与月額（36万円）よりも低い9万8,000円と記録されており、申立期間③については、厚生年金保険料を給与から控除し納付しているはずなのに、同保険の加入記録が無い。申立期間②の標準報酬月額を36万円に訂正するとともに、申立期間③について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、当該期間のうち昭和52年8月から53年6月29日までの期間、A社に在籍していた

ことは認められる。

また、申立人は、「申立期間①については、労災保険法に基づく休業補償を受給しており、給与が支給されておらず、厚生年金保険料を給与から控除されていなかったが、同保険料を毎月会社に支払っていた。」と主張している。

しかしながら、当時の事業主は、「申立人は、C業担当者として入社し、2か月又は3か月後に交通事故により負傷し、その後は入社していない。事故後は、申立人に給与を支給しておらず、厚生年金保険にも加入させていなかったと思う。会社が申立人から厚生年金保険料を受け取っていたかどうかは分からない。」と供述している上、昭和53年12月以降において社会保険事務を担当していたとする者は、「前任者から申立人に係る休職期間中の厚生年金保険料を受け取っていたとは聞いたことがなく、申立人の同保険料を受け取る事務を引き継いだこともなかった。申立人から厚生年金保険料を受け取ったこともない。また、申立人の労災保険に係る書類の作成、証明印の押印及び申立人の社会保険の資格喪失届に係る書類の作成を行ったこともない。」と供述している。

また、オンライン記録により、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる10人に照会したところ、回答が得られた6人のうち申立人を記憶していた二人は、「申立人はC業担当者であったと思うが、申立人の勤務期間及び休業期間までは分からない。」と供述している。

さらに、上記同僚のうちの一人は、「私も労災保険法に基づく休業補償を受給していたことがあるが、その期間は厚生年金保険に加入していなかった。受給していた期間は、会社から給料を支給されておらず、厚生年金保険料の請求もされたことがなかった。」と供述している。

加えて、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、D税務署が保管している申立人の平成14年分の源泉徴収票及び同年分の所得税の確定申告書により、申立人が同年に事業主により源泉控除されていたと認められる厚生年金保険料を含む社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を含む社会保険料の金額よりも低額であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額

は、適切な時期に月額変更届の処理が行われており、社会保険事務所（当時）の処理に不合理な点は見当たらない。

このほか、申立期間②に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、オンライン記録によると、B社における厚生年金保険の被保険者は申立人のみであることが確認できる上、同社の商業・法人登記履歴事項全部証明書に記載されている申立人以外の役員は連絡先が確認できないことから、これらの者から申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日である平成14年12月31日に、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、不自然な処理は行われておらず、社会保険事務所の処理に不合理な点は見当たらない。

さらに、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同日に健康保険任意継続被保険者の資格を取得し、平成15年2月7日に14年12月から15年2月までの健康保険料（標準報酬月額9万8,000円に基づく額）を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間③に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、同法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、当該事業所の商業・法人登記閉鎖事項全部証明書により、申立期間②及び③当時、申立人が当該事業所の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「私は会社の社会保険事務を担当し、法人印も一人で管理していた。平成14年12月31日にB社を厚生年金保険の適用を受けないこととしたのは、会社休業のためであった。会社の休業に当たり、社会保険料の滞納分を一括納付した。」と供述していることから、給与からの保険料の控除及び社会保険事務所に対する保険料の納付についても知り得る立場であったと判断できる。

以上のことから、仮に申立期間②及び③に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 2 日から 38 年 10 月 1 日まで

昭和 34 年 5 月に A 社 (現在は、B 社) に入社した後、C 社勤務を経て、平成 11 年 4 月に D 社 (現在は、E 社) F 支社を退職するまでの期間は、継続して G 業務に従事していたが、年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間において A 社又は C 社に勤務していたと主張しているところ、B 社及び C 社では、「関係資料が無く、申立期間当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

一方、申立人の妻が名前を挙げた同僚 3 人のうち 2 人は、「申立人とは A 社の同期入社であったが、入社後の業務内容及び勤務形態は異なっていた。また、申立期間当時、同社が入居していた建物の同一階には、同社社員のほか、同社の G 業務部門が昭和 35 年 5 月に独立して設立された C 社、D 社及び H 社の社員が混在しており、各社員と一緒に G 業務を行っていたことから、申立人が申立期間において G 業務に従事していたことは間違いないが、どこの社員として勤務していたのかまでは分からない。」と供述している上、他の一人は、「私は昭和 45 年 6 月に C 社に採用されたことから、申立期間当時の状況は不明で

あるが、『申立人は、A社を退職した後、H社の勤務を経てC社に入社した』との話を当時の同僚から聞いたことがある。』と供述している。

また、オンライン記録により、申立期間においてA社及びC社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた22人に照会し、13人から回答が得られたところ、申立人を記憶している5人のうち4人は、「申立人とはA社の同期入社であったが、申立人は、入社してから3か月か4か月後に同社を退職し、H社の臨時社員としてG業務に従事していたことがあった。」と供述している上、このうち一人は、「私が昭和38年8月にC社を退職した時には、申立人はH社の臨時社員として勤務していた。」と供述しており、他の一人は、「申立人はD社への入社希望があったことから、将来的なことを考えてA社を退職し、D社の系列会社であるH社に勤務をしていたと思う。」と具体的に供述していることから判断すると、申立人は、申立期間においてH社の臨時社員としてG業務に従事していたものと推認できる。

しかしながら、H社では、「社員名簿に申立人の名前は無く、ほかに資料等も無いことから、申立人が当社に在籍していたか否かを含めて当時の状況は不明である。」と回答している上、オンライン記録により、申立期間前後に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた13人に照会したところ、回答が得られた8人のうち4人は、「臨時社員及び本採用前の試用期間中の社員は、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料も控除されていなかった。」と供述しており、このうち一人は、「私がH社で勤務を始めた頃は、C社に勤務していた申立人と一緒に同じ業務を行っていた。しかし、勤務開始後、昭和39年11月に正社員として本採用されるまでの約1年間は臨時社員として勤務していたことから、この間は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料も控除されていなかった。」と具体的に供述しており、他の者からも、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除をうかがわせる供述を得られなかった。

また、E社では、「当社が保管する人事経歴簿によると、申立人の入社日は昭和40年1月1日であることが確認でき、これ以前に申立人が当社に在籍していたことを確認できる資料等はない。」と回答している上、申立期間において同社F支社に勤務していたとする者は、「申立人は、当時、H社の臨時社員としてG業務に従事していた。当社の社員は、臨時社員又は見習社員を経て正式採用されていたことから、会社が本採用前の試用期間として系列会社のH社に申立人を勤務させていたのではないかと供述しており、同人からも、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除をうかがわせる供述を得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月 頃 から 43 年 11 月 頃 まで
② 昭和 47 年 5 月 1 日 から 同 年 11 月 頃 まで
③ 昭和 48 年 5 月 1 日 から 同 年 7 月 4 日 まで

申立期間①については、A社B事業所（現在は、C社B事務所）の下請であるB市のD事業所又はE事業所に勤務しており、給与明細書で健康保険料と厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。

申立期間②及び③については、F社のG村の作業現場に勤務しており、給与明細書で健康保険料と厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするD事業所及びE事業所は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、商業・法人登記簿謄本でもその所在が確認できないことから、B市役所に照会したところ、「当市から元請事業所であるとするC社B事務所に照会したが、D事業所及びE事業所が同社の下請企業であったとする回答は得られない上、同社においては、下請企業に関する一切は関係していないとのことである。当市にも資料が無いため、D事業所及びE事業所という事業所が当市に所在したかどうかは不明である。」と回答しており、B商工会議所も、「これらの事業所については不明である。」と回答している。

また、申立人は、当時の事業主を含め、同僚5人の名前を挙げているものの、当該同僚を特定することができなかつたことから、申立人の申立期間①における勤務実態等について確認することができない。

なお、A社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したものの、申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、F社に勤務していたと主張しているが、同社は、オンライン記録によると厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないことから、同社と名称が類似するH社に照会したところ、「申立人の供述するG村のI工事については、H社に下請工事を発注していた。」と回答している。当該回答を受け、H社において、厚生年金保険被保険者の記録が確認できる同僚に照会したところ、当該期間にG村のI工事のJ職であったとする同僚が、申立人の職種及び申立人が姓のみを挙げた同僚について記憶していることから、申立人は、当該期間に同社で勤務していたものと推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和51年6月1日であり、申立期間②及び③当時、同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できるとともに、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は平成14年12月3日に解散しており、当時の代表取締役の所在も確認できないことから、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が同僚として姓のみを挙げた一人については、所在が不明であることから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和51年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が10人確認でき、そのうち生存及び所在が確認できた5人に照会し3人から回答が得られたところ、上記のJ職であったとする同僚を含めた二人の同僚が、「申立期間②及び③当時、厚生年金保険に加入しておらず、加入したのは昭和51年6月からである。」と供述し、そのうちの一人は、「申立期間②及び③当時は、国民年金に加入していた。」と供述している。

加えて、オンライン記録によると、上記10人のうち6人（当該期間に国民年金に加入していたと供述する上記同僚を含む。）が、申立期間②及び③当時、国民年金に加入していることが確認できる。

なお、H社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したものの、申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

- 3 全ての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。